

事業者の皆様！
準備はお済みですか？

本年(2019年)10月1日から
消費税の**軽減税率制度**が実施されます。

仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、
・飲食料品(酒類・外食を除く)
・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)
に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。

CHECK 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合も、
例えば、飲食料品等の仕入がある
場合は、帳簿上、軽減税率対象で
ある旨を明記する必要があります。



レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となる場合があります。

CHECK 軽減税率対策補助金
が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向け
に複数税率対応レジの導入等を支援
します。ぜひご活用ください。



軽減税率制度説明会にぜひご参加ください。

全国で開催されています。日程・場所等の情報
は下記よりご確認ください。

軽減税率制度説明会

検索



軽減税率制度についてはこちら

軽減税率 国税庁

検索



軽減税率対策補助金についてはこちら

軽減税率対策補助金

検索



財務省 www.mof.go.jp

